

令和元年度 第2回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和元年11月12日（火）15時00分～15時35分
開催場所	関内中央ビル3階 3A会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、木下委員、五嶋委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、宮澤委員
欠席委員	岡部委員、押田委員、片谷委員、田中稲子委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 4人）
議 題	1 （仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和元年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

- 1 令和元年度第1回横浜市環境影響評価審査会会議録確定
特に意見なし

2 議題

- (1) （仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価方法書について
ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。
イ 質疑

【奥 会 長】 3ページの評価項目全般として整理されている内容は、藤井委員が生物多様性のところで御指摘された内容かと記憶しています。藤井委員の御意見に対して、事業者は「準備書で整理する」との回答でした。しかし、準備書段階での整理では調査が足りない場合手戻りになるため、方法書段階で調査の時期や頻度を示していただきたいとのことでした。そのため、4ページの生物多様性の「調査方法に加えて調査の時期や頻度を記載してください。」との御指摘に話がつながるのではないのでしょうか。評価項目全般ではなく生物多様性に話がつながるように整理をしてください。
藤井委員はいかがでしょう。このような整理でよろしいでしょうか。

【藤井委員】 奥会長からの御指摘の内容で良いと思います。

【事 務 局】 五嶋委員からの御指摘である「調査方法について具体的に言及しているのがコードラート法だけではないのでしょうか。」に対しての事業者の説明は「準備書作成段階でわかりやすい図書となるように整理します。」とありますが、取扱いは「説明済み」でよろしいでしょうか。

【奥 会 長】 コドラート法はどのような調査方法なのかについては、藤井委員からの補足で御説明いただきました。その後、コードラート法等の方法だけでは不十分なのではないか、調査時期や頻度も記載した方が良いのではないかと、との話の流れかと思えます。そのため、コードラート法についての指摘は評価項目全般ではなく、生物多様性の話になると思えます。評価項目全般に記載の指摘を、生物多様性に移動させることで全体の話がつながるかと思えます。その上で、コードラート法の説明については「準備書段階でわかりやすい図書になるようにします。」と事業者が回答したのではないのでしょうか。

- 【五嶋委員】　　そういう整理で良いと思います。コドラート法という具体的な名前だけが記載されているので、ほかの基準や調査項目についても同様に具体的に記載しないとバランスが悪いのではないかと思います、指摘をしました。整理としては、コドラート法だけが具体的に名前が出てくるので、非常に突出しているように思いました。
- 調査項目を具体的に述べることは、非常に煩雑になるかもしれませんので、別途、準備書段階などでまとめて記載するのが適当ではないかと思いました。
- 【奥会長】　　わかりました。コドラート法は具体的に調査方法が記載されていますが、それ以外の項目についてもできるだけ具体的に調査方法が明らかとなるように記載するのが望ましいという趣旨でよろしいでしょうか。
- 【五嶋委員】　　そのような方法論が領域の中で確定しているのであれば、言及する必要はないです。適正かどうかを審査する時に、その情報がないと判断できません。この評価について、非常に特殊な検査手法を使用しないのであれば特に言及する必要はないかと思えます。コドラート法だけが特定の言葉のように出てきており、違和感を感じました。
- 【事務局】　　必要があるのであれば、方法書段階で記載するということですね。
- 【五嶋委員】　　内容を明確にする趣旨なのですが、2ページの事業計画で「既存資料が不足する場合には、ボーリング調査を行う余地があるのか教えてください。」とあります。これは、必要十分のボーリング調査を行っているのかどうかの質問かと思えます。事業者の説明で「実際には設計の手続で既に数本のボーリング調査を行っています。」とありますが、「手続で」との記載ですと内容が非常に曖昧です。具体的にはどのようなことなのでしょう。設計のプロセスで必要と思われるところを調査したとの意味なのでしょう。
- 【事務局】　　はい。
- 【五嶋委員】　　わかりました。
- 【中村委員】　　4ページの水質・底質についてです。横田委員と私の質問が別々に記載してあり、質問に対する事業者の説明も別々に記載してあります。私が質問した「工事中に使用した水を直接河川に排水するのでしょうか。」に対する事業者の回答は「一般的には沈殿やpH処理を行う」ということでした。2つの指摘に対する事業者の説明は、別々に記載はせずにまとめて1つにして記載した方が良いのではないのでしょうか。2つの指摘に対する事業者の説明は、同じような内容ですが少しニュアンスが違って記載されています。事業者の説明欄では、排水基準や排水の処理内容を含めて、まとめて説明を記載する方が良いと思います。
- 【事務局】　　わかりました。
- 【木下委員】　　6ページの地域社会で奥会長が整理された内容の指摘と、方法書6-31、33ページについてです。なかなか難しいところかと思えますが、方法書に記載してある内容で、どの地域の景観や触れ合い活動の場が表現できるかが不十分ではないかと思えます。まちづくりとの関連の中でそのようなものが良くなっていく方向を最後は考えていくことを形で残るようにして欲しいです。具体的なものについては、方法書段階では決まっておらずこれから決まると思いますが、もう少しまちづくりの過程の中で意思表示があった方が良いと思います。

【奥 会 長】 方法書段階ではないかもしれませんが、今後のまちづくりの関係主体との協議の中で明らかになったことがあれば、それを含めて「どのようにまちづくりに寄与するものとなるのかをできるだけ評価書段階で表現することを検討してください」との御指摘に対して、事業者は「検討する」との回答であったかと思えます。その内容を整理していただければ現時点では良いのではないかと思います。1ページの事業計画の指摘である4つ目と5つ目の事業者の説明で「ビジョンを示せばと思っております。」と記載されています。「最終的な評価書段階で可能な範囲でビジョンを示してください。」と指摘していますので、このやりとりを指摘事項等一覧に残していただければと思います。

【菊本副会長】 2ページの事業計画の質問である「起点（西谷側）から鶴ヶ峰駅区間は距離が短いですが、シールドで掘削することは決定していますか。」についてです。シールドマシンは専用に設計して使いきりであるため、長い距離を掘削します。300～400mの距離をシールドで掘削することはあまりありません。もし、シールドを使用しない場合は、開削工法や都市NATM工法など違う工法を使用することになるのですが、その場合は地下水位が下がったり、周りに変状をきたす可能性があります。そういった可能性がある場合は、観測項目が増えるのではないかとこの意味で御質問しました。当日の審査会での事業者の説明では「シールド工法を考えています。」と回答されましたので安心していました。しかし、指摘事項等一覧を確認しますと、指摘に対する事業者の説明欄で「考えています」との回答が5か所あります。この5か所を事業者にもう一度確認をいただき、「考えています」という表現は使わず、確定できるところは「そうします」と記載し、確定できないところは「計画しています」と記載した方が良いかと思います。

現在、事業者の方に対応を検討していただいている項目もありますので、一緒に御確認いただき、より正確に記載していただければと思います。

【奥 会 長】 5ページの安全の項目で横田委員の御指摘に対して、事業者が回答したことになっているのかどうか、事務局の判断がつかないので取扱いを「対応検討中」としてしています。事務局が横田委員と事業者へ相互に御確認をいただき、どのような整理になるのか、次回の審査会で回答していただきたいと思えます。

【奥 会 長】 3ページの温室効果ガスの質問である「エネルギー消費量がどのくらいになるのかを示した上で、温室効果ガス排出量の削減を把握すると理解してよいですか。」についてです。パワーポイントの資料では原単位で把握すると記載がありました。そのため「原単位だけではなく温室効果ガスの排出総量を把握するという理解でよろしいですか」との意味で御質問しましたので、そのように修正してください。

【事 務 局】 わかりました。

- (仮称) 相模鉄道本線 (鶴ヶ峰駅付近) 連続立体交差事業に係る環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料